

全 L 協保安・業務 G 2 第 33 号
令和 3 年 1 月 8 日

正会員 各位

(一社) 全国 L P ガス協会

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う
L P ガスの供給の継続について (お願い)

この度の緊急事態宣言に伴い、資源エネルギー庁より、別添のとおり当協会会長あてに L P ガスの供給継続について周知徹底の要請がありました。

つきましては、緊急事態宣言がなされた 1 都 3 県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）の協会におかれましては会員に対し、直接会員におかれましては関係者に対し、別添について周知徹底くださいますようお願いいたします。

また、今回緊急事態宣言がなされなかった道府県におかれましては、今後同様の宣言がなされる場合もあると考えられることから、当該道府県の協会及び、直接会員に対しても周知させていただきます。

以上
発信手段：E メール
保安・業務グループ：笠間、瀬谷、岩田

経済産業省

20210107 資燃部第2号
令和3年1月7日

一般社団法人全国LPGガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

資源エネルギー庁資源・燃料部長 南亮



新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴うLPGガスの供給の継続について（要請）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされました。

LPGガスの供給を含め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められます。

これを踏まえ、貴協会に加盟する会員に対して、下記の事項の周知徹底を要請いたします。

記

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされました。

LPGガスの供給を含め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められます。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態においても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、LPGガスの供給に支障が生じないよう、LPGガスの供給事業を継続して実施されたい。